

主な議案と質疑内容

松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

(主な改正内容は所得制限の導入)

〔 質疑 〕

問 この制度の財源は、県と町の折半。所得制限は、県の条例改正を受けて県内市町村一斉に行われるのか。他の都道府県でも所得制限を設けているのか。

答 直近の7月時点で県内63市町村のうち条例化未定は8自治体、そのうち1自治体が平成34年10月からの見込み。8自治体のうち北本市は、所得制限導入の予定なし。所得制限を導入していない県は、栃木、群馬、愛知、愛媛、鹿児島のみ。

問 事業所得、給与収入のほか、老齢年金や障害年金なども加算され計算されるのか。所得制限に該当し医療費（自己負担分）が支給されなく

なる障がい者は何人か。

答 直老齢年金は所得に加算される。今回の所得制限の対象者は19人。

問 既存受給者は、平成34年9月30日まで有効期限があり支給が受けられる。新規受給者は平成31年1月1日から所得制限の対象となり不公平感がある。新規も平成34年9月30日まで受給者証を発行し続けたらどうか。

答 既存受給者は、所得制限対象者も受給継続。ただし転入、転出の場合は、新規扱いで新たな条例適用となり受給対象外となる。

賛成討論

障がいのある人たちの間でも同一価値労働・同一賃金という考え方が言われている。一定の年収のある障がい者には、健常者と同じく納税や医療費負担をしていただき、増え続ける民生費の抑制という流れに、障がいのある人にも協力していただく。

反対討論

障がい者の生活を守り、支援し援助するのは町の責任。今回の条例改正の対象者は高額所得ではなく平均的所得程度であり、そのような障がい者への医療費支給、福祉サービスに所得制限を設けることには反対である。

議案の採決

議員名

議員名	高橋昭男 (自)	佐藤永子 (自)	庄子敏一 (公新)	堀越利雄 (公新)	長谷川真也 (町)	福井和義 (無)	松岡高志 (自)	田口義博 (自)	増田等 (自)	山崎隆一郎 (公新)	平野千穂 (共)	吉田俊一 (共)	鈴木勉 (無)
松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例(議案第49号)	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	●	●
松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案第50号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松伏町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案第51号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○
平成29年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について(議案第58号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●
平成29年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(議案第59号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○
平成29年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(議案第62号)	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	●	●
平成29年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(議案第63号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○
東海第二原子力発電所の運転期間延長を認めないことを求める意見書(発議第5号)	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	○	○	○
学校施設への早期のエアコン設置に対する緊急的な財政措置を求める意見書(発議第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(発議第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小中学校教室にエアコンを設置し、猛暑での学習環境の整備を求める決議(発議第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(○=賛成、●=反対) (党派名) 自=自民クラブ、町=町民クラブ、公新=公明・新自民クラブ、共=日本共産党、無=無所属クラブ